

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用が可能です。

患者さんからお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時

（マイナ保険証による情報確認なし）3点

（マイナ保険証による情報確認あり）1点

再診時

（マイナ保険証による情報確認なし）2点

（マイナ保険証による情報確認あり）1点

○マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。